

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		市立集会所の利用許可
根拠法令及び条項		新座市立集会所条例第5条第1項 (利用の許可) 第5条 集会所の施設又は設備を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
所管部課係名		市民生活部地域活動推進課地域活動推進係
審	関係条項	新座市立集会所条例第5条第2項及び第3項 (利用の許可) 第5条 略 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 集会所の管理及び運営上支障があると認められるとき。 3 市長は、第1項の許可をする場合において当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。
		<p>1 次に該当する場合は使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集会所の管理及び運営上支障があると認められるとき。</p> <p>2 上記(1)、(2)に該当する場合を例示すると、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 近隣住民に迷惑を及ぼすような楽器類等を使用するとき。</p> <p>(2) 未成年者のみで利用しようとするとき。</p> <p>(3) 営利（塾経営、商品陳列、売店類似行為又は興行等）を目的として使用するとき。</p> <p>(4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。</p> <p>(5) 建物又は附属物をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(6) その他上記(1)から(5)に準じると認められるとき。</p> <p>3 利用回数について 新座市立集会所管理基準に定めるところにより、同一団体が利用できるのは1箇月当たり2回分までとする（利用申込みが1回又は2回とも終了した場合は、新たに申込みをすることができるものとする。）。</p> <p>ふれあいの家管理基準に定めるところにより、同一団体が利用できるのは1箇月当たり4回分までとする（利用申込みが1回又は2回から4回とも終了</p>
査	基準 (未設定の場合はその理由)	
準		

		した場合は、新たに申込みをすることができるものとする。)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（令和4年4月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定（令和2年6月2日最終変更）